

2018年11月30日

内閣総理大臣 安倍晋三 様
国土交通大臣 石井啓一 様
防衛大臣 岩屋 毅 様

国際婦人年連絡会世話人 紙谷 雅子
大倉多美子
橋本 紀子

沖縄県の辺野古埋め立て承認撤回に対する 政府の効力停止決定に抗議します

辺野古新基地建設の工事を止めるため、沖縄県が行った埋め立て承認撤回（8月31日）に対し、石井国土交通相は10月30日、承認撤回の効力停止を決めました。

国民が行政に対する不服を申し立てる国民救済のための行政不服審査法に基づいて、防衛省が申し立て、それを内閣の一員である国交相が認めるなど、公平性・中立性を欠くばかりか、国民の権利を守るためにある法律の趣旨を逸脱していることは明らかです。

行政法の学者110人や沖縄県の67人の大学教員が、制度の濫用と厳しく批判しています。

沖縄県は承認撤回の理由として、埋め立て予定地に軟弱地盤が存在していること、サンゴなどの環境対策が十分でない等をあげていますが、国交相は、県の主張をまともに検討せず、回答もしないまま、申し立てを却下しました。

沖縄県知事選、豊見城市長選、那覇市長選で、新基地建設反対の県民の意思が示された直後の強行に、批判が広がっています。

国連の推進する「平等・開発・平和」を実現するため活動している私たち国際婦人年連絡会は、このような強権的な基地建設に反対し、以下のことを要望します。

記

- 1 政府は、沖縄の民意を踏みにじることなく、工事再開を中止し、沖縄県との真摯な対話へと一步を踏み出すこと。

以上